

項 目	実施状況と今後の見通し
<p>3. 経済構造改革の一層の推進</p> <p>(1) 科学技術・情報通信の振興、教育社会福祉施設等の整備等</p> <p>① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備等</p> <p>(i) 先端的、基礎的、独創的研究開発等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学研究費補助金（8年度1,018億円）</li> <li>・ 科学技術振興調整費（8年度215億円）</li> <li>・ 戦略的基礎研究推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>国が設定する戦略目標の下、大学、国立研究機関等の研究者から研究提案を公募し、明日の科学技術を切り拓くとともに、新しい産業の創出につながる知的資産への形成を図る。（7年度第2次補正51億円、8年度150億円）</li> </ul> </li> <li>・ ニューサンシャイン計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー・省エネルギーの供給ポテンシャルを増大させるために、太陽光発電、燃料電池発電等の革新的な技術開発を加速的に推進。（8年度436億円、9年度要求456億円）</li> </ul> </li> <li>・ 産業科学技術研究開発制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的独創的領域の研究開発や社会的使命に応える上で必要な研究開発を推進し、技術的ブレークスルーを実現すること等により、経済フロンティアの拡大に寄与する。（8年度264億円、9年度要求285億円）</li> </ul> </li> <li>・ 超高度先端電子技術開発促進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>超微細加工技術等の超先端的な技術開発の推進（7年度第2次補正100億円、8年度13億円）</li> <li>経済構造改革に資する、より先端的な電子技術の開発を超高度先端電子技術開発促進事業として新たに実施。（9年度要求32億円）</li> </ul> </li> <li>・ 高温工学技術開発（8年度112億円）</li> <li>・ 世界初の医療専用加速器である重粒子線がん治療装置（HIMAC:平成5年度完成）を用いて平成6年度より行っている重粒子線がん治療臨床試行をさらに推進する。（8年度104億円）</li> <li>・ 日本学術振興会への出資金制度を創設し、「未来開拓学術研究推進事業」を開始（8年度110億円）</li> <li>・ 宇宙往環技術試験機（HOPE-X）の研究開発の推進（7年度計82億円、8年度85億円）</li> <li>・ 光衛星間通信実験衛星（OICETS）の開発の推進（7年度計43億円、8年度26億円）</li> <li>・ 大型放射光施設（Spring-8）の整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎研究をはじめ医療、ライフサイエンス、エレクトロニクス、原子力等広範な研究分野において飛躍的な成果をもたらす重要な研究手段として期待されている世界最高性能の放射光を発生する大型放射光施設（Spring-8）の整備を進める。（7年度計377億円、8年度167億円）</li> </ul> </li> <li>・ リサイクル関連技術開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境調和型の経済社会を構築する上で重要なリサイクル関連技術等の開発の抜本的な促進を図り、環境関連分野における実用化・産業化を促進する。（8年度86億円）</li> </ul> </li> <li>・ 独創的産業技術研究開発促進制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>新規産業の創出、経済フロンティアの拡大を図るため、大学・国研・企業等から研究テーマを公募により収集し、研究開発を実施。（7年度第2次補正51億、8年度27億、9年度要求49億）</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p>
<p>(ii) 研究開発基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究所施設整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>光工学実験棟、計量標準センター、生物情報研究棟研究の高度化に対応した施設の整備及び老朽化した施設・設備の整備。（7年度第2次補正120億円）</li> </ul> </li> <li>・ 宇宙ステーションにおける日本独自の実験モジュール（JEM）</li> </ul>

	<p>(7年度計586億円、8年度488億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい産業創出に資する、特に緊急性の高い10領域の研究分野における設備等の整備(文部省)</li> </ul> <p>(7年度第2次補正111億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助等 私立大学等における最先端の研究開発プロジェクト支援を含めた研究施設、装置、設備の整備を推進。(8年度160億円)</li> <li>・学術情報基盤の整備充実(8年度331億円)</li> <li>・国立大学施設整備 科学技術・情報通信及び施設の高度化・高機能化に対応した施設の整備。 (7年度第2次補正1,086億円)</li> <li>・知的基盤の整備 研究開発の基盤を形成する知的基盤(計量標準・試験評価手法・生物資源情報基盤、化学物質総合安全管理基盤)の整備を実施(7年度第2次補正74億円)。また、科学技術振興調整費を活用した事業を検討中。</li> </ul> <p>など</p>
<p>(iii) 産学官の交流と若手研究者の支援・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・STAフェローシップ 我が国と外国との研究者交流のインバランスを改善し、国際交流の拡充を図る観点から、外国の研究者を国立試験研究機関等に受け入れる。</li> </ul> <p>など</p>
<p>(iv) 情報通信インフラの整備</p>	<p>&lt;行政の情報化について&gt; (平成7年度)</p> <p>行政情報化推進基本計画(平成6年12月25閣議決定)を実施するため共通実施計画を策定(平成7年3月24日行政情報システム各省庁連絡会議了承)するとともに全25省庁において省庁別計画が策定された。</p> <p>これら行政情報化推進基本計画に基づき、各省庁において積極的な取り組みが行われ本省庁LANについては、25省庁中22省庁において整備済となった。また、パソコンについては職員1.31人に1台(本省庁)まで整備が進み、25省庁中8省庁において1人1台パソコンが達成されるなど、基盤整備について大きな成果があった。</p> <p>(平成8年度)</p> <p>平成8年3月26日、行政情報システム各省庁連絡会議において、行政の情報化の進展と状況の変化を踏まえ、行政情報化推進共通実施計画を改定した。</p> <p>行政情報化の基盤整備については、平成8年度に2省庁で新たにLANが整備され、LAN整備済省庁は24省庁となる。また、各省庁のLANを結ぶWANについて、平成9年1月から運用を開始することとしている。</p> <p>平成8年2月、公共分野の情報化に関する実施指針について関係省庁においてフォローアップを行い、2月20日の高度情報通信社会推進本部・有識者会議合同会議において報告後、公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵政行政情報化5カ年計画(平成7年3月29日)に基づき、申請・届出の電子化(オンライン・FD)を平成11年を目途に実施。 無線従事者、CATV等の申請・届出の電子化については、平成8年度に基本計画を実施。</li> </ul> <p>(今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞が関WANが平成9年1月から運用予定である。</li> <li>・郵政行政情報化5カ年計画に基づき、郵政局LANを構築すると共に、郵便局に情報系共用端末を配備</li> </ul> <p>[郵政局LANシステムの構築] 平成7年度 1郵政局に構築(589台の端末を配備)</p>

平成8年度 1 郵政局に構築予定 (350台の端末を配備予定)

【情報系共用端末】

平成7年度943台配備、平成8年度1,924台配備予定

- ・ 平成7年度第2次補正予算において認められた「マルチメディア通信の高度化・効率化のための基礎技術の研究開発」「高度な企業間通信の連携を図るための技術の研究開発」「全国各地の分散拠点間での映像情報の流通を円滑化するための研究開発」「次世代デジタル映像通信に関する研究開発」のそれぞれについて、関連施設を整備し、研究開発を推進。
- ・ 同じく平成7年度第2次補正予算において認められた「阪神・淡路地域における情報通信分野の共同利用型研究開発拠点の整備」を実施。

(平成7年度)

- ・ 地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議の設置 (9月26日)  
「地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議 (内閣内政審議室主宰)」が設置された。

(平成8年度)

- ・ 地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議中間とりまとめ (6月10日)  
「GISの整備・相互利用の推進に向けた今後の課題」、「GISの整備及び相互利用の推進のための当面の取り組み方針」等について、今後の取り組みの基本的方向を示した「中間とりまとめ」が行われた。
- ・ 「地理情報システム (GIS) の標準化の推進に関する調査」の実施 (国土庁)  
国土空間データ基盤の標準化の推進に必要な検討を行うとともに、国土数値情報等に関するクリアリングハウス (情報所在検索システム) の試作を行う。
- ・ 地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議の継続  
局長級へ格上げした関係省庁連絡会議を継続して開催するとともに、標準化等の専門的検討のための作業部会を設置する予定。

(平成7年度)

- ・ 純粋民間事業者による郵政省所管の民活法施設整備を促進するため、民活法の一部を改正し、通信・放送機構に、日本開発銀行等のNTT低利融資に対する利子補給金支給業務を追加した。
- ・ 地域・生活情報通信基盤高度化事業 (平成6年度より実施)  
公共分野における情報通信ネットワークの利活用方法の開発・普及を図る。  
(平成8年8月末現在、34地域で実施)
- ・ 第2次補正予算において認められた「超高速光通信に適したデバイス (材料) の開発のための研究開発」「障害者・高齢者が使いやすい情報通信システムの研究開発」「過疎地において情報通信を用いた生活支援モデル実験」について関連設備を整備し、研究開発を推進。
- ・ 第2次補正予算において認められた「アジア、ヨーロッパ等との情報通信技術の国際共同研究」を実施。
- ・ 通信・放送機構法の一部を改正し、研究開発基盤施設を整備してこれを高度通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等の供用に供する業務を通信・放送機構に追加し、研究開発を推進している。
- ・ 移動通信の電波不感地帯 (過疎地、トンネル等) の解消事業の推進  
平成7年度移動通信用鉄塔施設整備事業として、全国24か所 (過疎地域施設14、閉塞地域施設1、高速道路等トンネル施設9) を整備。
- ・ 情報通信セキュリティ技術の応用に関する調査研究のためのモデルシステムの構築 (平成7年度2次補正予算)  
平成8年3月に、電子決済、電子印鑑等の情報通信セキュリティ技術の応用に関する調査研究を行うためのモデルシステムを構築。平成8年4月から、本モデルシステムを利用した実証実験を開始。
- ・ 遠隔教育による人材育成のための研究開発 (平成7年度2次補正予算)

	<p>平成7年度には、アジア・太平洋地域におけるマルチメディア人材育成のためのネットワーク技術の研究開発の事業として日本国内にセンター局施設1、中国及びタイにサテライト局施設1を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信高度化のための研究開発        (移動体通信の周波数有効利用のための階層型セル技術に関する研究開発)        平成7年度中に通信・放送機構の野比リサーチセンターにおいて、設備の整備を図ったところ。本年4月より、具体的な研究に着手。</li> </ul>
<p>② 教育・社会福祉施設等の整備 防災対策等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成7年度第2次補正予算において防災対策に配慮した老朽社会福祉施設の緊急改築整備をはじめとした社会福祉施設等の施設整備費として406億円を計上し、全額執行した。</li> <li>・ 平成7年度第2次補正予算において医療施設近代化施設整備事業をはじめとした医療施設等の施設整備費として100億円を計上し、全額執行した。</li> <li>・ 数値地図情報と防災情報データベースを基に、震災対策に資する各種の分析や発災後の被害状況の管理を行う地震防災情報システム(DIS)の整備を行っている。        平成7年度には、地震発災直後における被害の早期評価を行うシステムの緊急整備及び地震発生直後の被害状況を表示する地震被害情報システムの整備を行った。また、平成8年度には南関東地域について数値地図データの整備を実施する。</li> <li>・ 大型三次元震動実験装置加振機構の要素技術開発等(科学技術庁)</li> <li>・ 地震調査研究施設の整備        微小地震観測施設及びGPS地殻変動観測施設の整備を行う。</li> <li>・ 地震調査研究交付金        活断層調査を行う都道府県及び政令指定都市に対し交付金を交付する。</li> <li>・ 観察又は防災に必要な施設として、マイクロ回線の二重ルート化、デジタル化、K-COSMOSの基地局・地震計等の整備に7年度第2次補正において事業費166億円を追加し情報ネットワーク・システム等の整備を推進した。平成8年度においても、引き続きこれらの事業を事業費224億円をもって推進する。</li> <li>・ 既存建築物の耐震性の向上のための法制度の整備        「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成7年10月27日付で公布され、同年12月25日から施行された。現在、これに基づき耐震改修を促進している。</li> <li>・ 住宅金融公庫、日本開発銀行等の融資の拡充        住宅金融公庫については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、また、日本開発銀行等については平成7年度2次補正において拡充が認められた。</li> <li>・ 優良建築物等整備事業等の活用、拡充による既存建築物の耐震性の向上        市街地総合再生計画区域内の災害時に重要な機能を果たす既存建築物等の診断、改修に対する助成について、平成7年度2次補正において認められた</li> </ul>
<p>(2) 新規事業育成 ① 資金調達環境の整備</p>	<p>7年度第2次補正において、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産権の担保化推進        新規事業法認定業者に対して、知的財産権を担保にして融資を行う場合にあっては、産業基盤整備基金の債務保証の上限を8割まで引き上げる(通常は7割)</li> </ul>

<p>② 人材確保の円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規事業育成支援融資（拡充） 日本開発銀行等が行ってきた新規事業育成支援融資の対象に新規性のあるサービスを提供する事業者を追加するとともに、新規事業者に対してより一層のインセンティブを与えるべく超低利による支援。 金利：特利5-0.5%（新規事業法又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法認定事業者） 特利5-0.25%（新規事業法又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法認定事業者に準ずる者）</li> <li>・ 産業基盤整備基金の債務保証枠の拡大（拡充） 新規事業法認定業者に対して、産業基盤整備基金が行う債務保証枠を拡大するため、産業基盤整備基金に出資を行う。</li> <li>・ 新規事業投資株式会社の出資枠の拡大（拡充） 新規事業法認定業者に対して、新規事業投資株式会社が行う出資規模を拡充するため、新規事業投資株式会社に対して、産業基盤整備基金が出資を行う。</li> <li>・ 新たな通信・放送事業分野を開拓するため、通信・放送機構に、先進的・独創的な技術の研究開発を行う中小・中堅企業に対して当該研究開発費の一部を助成する業務を追加し、予算措置を講じた。</li> <li>・ 7年度臨時国会にて、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正により措置。（7年11月1日公布。11月16日施行） 現在、能力と成果に応じた成功払い報酬制度（ストックオプション制度）の認定事業者は9件。今後とも着実に増加する見込み。</li> </ul>
<p>(3) 新産業・生活インフラ整備等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成7年11月に民活法の改正を行い、特定施設整備事業として「港湾環境創造支援施設」「リサイクル関連施設」「特定大規模スタジアム」等を対象に追加した。</li> <li>・ 震災復興事業については、民活補助金の補助対象事業費の割合の引上げ及びNTT無利子融資の融資比率の引上げを行った。 純粋民間事業者に対する支援については、NTT低利融資に対する利子補給制度を創設した。</li> <li>・ 高度情報処理技術の駆使により繊維産業の生産から販売に至る過程を抜本的に統合、短縮する施策を支持するため、繊維産業構造改善臨時措置法に繊維産業構造改善事業協会への出資規程の追加を行った。（平成7年10月）</li> <li>・ 繊維産業構造改善事業協会に、第2次補正予算による25億円を出資した。</li> </ul>
<p>(4) 輸入・対日投資の促進等 ① 輸入拡大、対日投資の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の第134回臨時国会において、FAZにおける輸入関連事業者の集積を促進するための施策を新しく盛り込んだ「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」の一部改正法案を提出し、可決された。</li> <li>・ 新たに7つのFAZ地域（大阪市、神戸市、鳥取県、山口県、愛媛県、北九州市、大分県）にジェットロFAZ支援センターを設置し、また、その中核機関として、東京にジェットロFAZ総合支援センターを設置した。ジェットロFAZ支援センターでは、インターネットを活用した輸入・対内投資促進等の情報提供、貿易・投資に関するアドバイザーによる内外企業等へのコンサルティング等を実施し、また、ジェットロFAZ総合支援センターにおいては、これらの業務に加えて各FAZ地域の情報を集約して外国企業等に対する広報などを行うこととしている。</li> <li>・ 日本開発銀行等の対日投資関連融資制度において、我が国の経済構造改革に資する産業技術高度化貢献事業分野（ハイテク関連事業）に係わる初の本格的対日投資に対する超低利融資制度（平成8年度末まで）を新設した。 金利：特利5-0.5%</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F A Z地域に指定された港湾16港、空港6空港については、港湾・空港整備事業による基盤施設及び民活法等に基づく民活事業による輸入促進基盤施設等の高度で効率的な物流施設等の整備を進めてきており、今後とも積極的に整備を進める。</li> <li>・ 平成7年度は、高規格幹線道路網からF A Zに指定された地域（空港、港湾）へのアクセスを強化する道路整備に重点投資を行った。平成8年度以降も、高規格幹線道路網からF A Zに指定されている地域（空港、港湾）を含め、交通拠点である空港、港湾への連絡を強化する道路整備を推進する。</li> <li>・ 平成7年度は経済団体、在日外国商工会議所等から、我が国におけるM&amp;Aのための環境整備についてのヒアリングを積極的に実施した。 上記ヒアリングを踏まえ、平成8年4月9日、我が国M&amp;Aの環境整備について、対日投資会議専門部会において検討を行い、これを受けて4月26日には、対日M&amp;Aを歓迎する旨うたった「M&amp;Aに関する対日投資会議声明」、対日M&amp;Aを促進するための施策を論じた「我が国M&amp;Aの環境整備について」を対日投資会議において決定した。 今後の見通しとしては、対日投資会議において決定した施策につき速やかに実行していくとともに、M&amp;Aのマイナスイメージ等の解消を図るため、M&amp;Aセミナーを開催することとしている。</li> </ul>
<p>② APECにおける貿易投資の自由化、円滑化の促進</p>	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月のAPEC大阪会議では、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力を3本柱とする「行動指針」が採択された。 また、各メンバーが貿易・投資の自由化・円滑化のための「当初の措置」を持ち寄った。わが国からは、繊維、化学品、鉄鋼、非鉄金属等を含む697品目について、UR合意に基づく関税引下げを約2年間前倒し実施することや、種々の規制緩和措置を含む一連の措置を発表し、実施した。 さらに、最近のAPEC域内のマクロ経済動向と短期見通し等をまとめた「APEC域内経済見通し」作成に貢献した。</li> </ul> <p>(平成8年度)</p> <p>「当初の措置」で発表した、関税引下げの前倒し等の措置を実施した。</p> <p>(今後の見通し)</p> <p>「大阪行動指針」に基づき、貿易・投資の自由化・円滑化に関する「個別行動計画」を11月のAPECフィリピン会議に提出する。</p>
<p>(5) 規制緩和の一層の推進</p> <p>① 規制緩和推進計画の改定作業の着実な実施</p>	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制緩和に関する内外の意見・要望の聴取の一環として、平成7年11月30日及び12月1日の2回のわたり、行政改革推進本部を開催した。また、行政改革委員会は、12月14日に「規制緩和の推進に関する意見（第一次）」を内閣総理大臣に提出した。平成8年2月27日には、内外からの意見・要望、行政改革委員会の意見等に対する各省庁の検討状況の中間公表を受けて、これに対する意見・要望を聴取する行政改革推進本部を開催した。以上のような経過を経て、平成8年3月29日の行政改革推進本部の決定を得て、同日「規制緩和推進計画の改定について」が閣議決定された。 計画の改定に当たっては、行政改革委員会の意見を最大限に尊重し、内外の意見・要望を踏まえながら既定計画を徹底的に見直し、新たな規制緩和の方策を積極的に盛り込むとともに、既定計画に記載された事項についても、極力、実施時期の前倒し、実施時期の明確化及び実施内容の具体化を図った。</li> </ul>

	<p>(平成8年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年度においても、同様の手段により、規制緩和推進計画の改定を行うこととしている。本年7月25日には行政改革委員会規制緩和小委員会より「規制緩和に関する論点公開(第4次)」が公開されており、今後、内外の意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、規制緩和推進計画を本年末までに見直し、本年度末までに再度計画の改定を行う。</li> <li>今後においても、改定計画に盛り込まれた規制緩和措置について、平成9年度までの間で着実に推進する。(内政室)</li> </ul>
② 規制緩和の早期実施	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定商品の範囲の縮小後の状況等についての調査を検討・実施。</li> </ul> <p>(平成8年度(8月まで))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き指定商品の範囲の縮小後の状況等について調査を検討・実施。</li> </ul> <p>(今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度中に指定取り消しのための手続を実施。(公取委)</li> </ul>
	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス取締法及び液化石油ガス法の一部改正法が平成8年3月29日に成立し、3月31日に公布(施行は、液化石油ガスの保安機関の認定部分を除き、平成9年4月1日に施行。)されたところ。主要改正事項は、次のとおり。</li> <li>① 高圧ガス取締法関係では、法定検査における自主検査制度の導入や各種許可・届出の緩和等</li> <li>② 液化石油ガス法関係では、販売事業許可制の登録制への移行や保安機関制度の導入等</li> </ul> <p>(平成8年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス法については、保安機関制度に係る施行令等の改正(平成8年9月1日施行)を行った。また、高圧ガス取締法についても、施行令等の改正に向けた検討を実施中。</li> </ul> <p>(今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年4月1日の施行に向けて、必要な施行令等の改正を実施する。(通産省)</li> </ul>
③ 公共料金の見直し	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気・ガス料金については、経営効率化を促すためのヤードスティック方式、原燃料費調整制度等を導入した新たな料金制度の下、本格料金改定を行い、電気については4.21%(電灯・電力計、10社計)、ガスについては0.47%(大手3社)、それぞれ引き下げられた料金が本年1月1日より実施されている。(通産省)</li> </ul>
	<p>(平成7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内航空運賃については、7年12月22日に幅運賃制度を導入</li> <li>旅客鉄道運賃については、8年2月23日に、「旅客鉄道運賃ワーキンググループ」のとりまとめ</li> </ul> <p>(平成8年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー運賃については、8年4月8日に「タクシー運賃制度研究会」のとりまとめ</li> </ul> <p>(今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅客鉄道運賃については、総括原価方式の下での上限価格制の導入等5つの改善措置の実施に向けて、現在、制度の細部の調整を進めているところ。</li> <li>タクシー運賃については、8年4月8日に「タクシー運賃制度研究会」の報告書の改善案等を参考に、具体的改善措置について検討を行い実施に移していく予定。(運輸省)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マルチメディア時代のユニバーサルサービス・料金に関する研究会」本年5月31日報告。需要喚起型料金が必要であること等を提言。</li> <li>・ 国際電話料金、自動車・携帯電話料金及び長距離通話料金の引下げについては、次のとおり着実に推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際電話料金 <p>平成7年11月にKDDが、同12月にITJ及びIDCが国際電話料金の引き下げを実施（対米昼間3分間通話の場合で、KDDが600円を480円に、ITJ及びIDCが580円を470円に引き下げ。）するとともに、平成8年6月にKDDが、同7月にITJ及びIDCが大口利用割引を導入した。</p> </li> <li>②自動車・携帯電話料金 <p>平成7年11月にNTTドコモ9社が、12月にIDO、セルラー8社、デジタルホン3社、ツーカー3社が、平成8年4月にNTTドコモ9社及びIDOが、同5月にセルラー8社、デジタルホン3社、ツーカー3社及びデジタルツーカー1社が、7月にNTTドコモ9社が、8月にIDO、セルラー8社、デジタルホン3社、ツーカー3社及びデジタルツーカー2社が料金の値下げを実施（関西セルラー電話機の平日昼間の3分間の地域内及び地域隣接県の場合、140円を130円に引き下げ）するとともに、平成8年7月にNTTドコモ9社、IDO、セルラー8社、9月にデジタルホン3社が、10月にツーカー3社が長期契約割引を、7月にセルラー8社、ツーカー3社が、8月にデジタルホン3社が大口利用割引を導入した。</p> </li> <li>③長距離通話料金 <p>平成8年3月に最遠距離通話料の引き下げを実施（平日昼間3分間通話の場合で、NTTが180円を140円に、長距離系NCC（第二電電、日本テレコム、日本高速通信）が170円を130円に引き下げ。）するとともに、平成8年6月にNTTが、同7月に長距離系NCCが同一名義の回線群単位による全時間帯月極割引等を導入した。（郵政省）</p> </li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成8年3月に、基本問題検討会において、公共料金関連事業の効率化を促す価格設定方式の導入などの提言を盛り込んだ報告書を取りまとめた（経企庁）</li> </ul>